

# 訪問看護重要事項説明書 (医療保険) (令和 年 月 日現在)

## 1 Lucky訪問看護ステーション概要

### (1) 提供できるサービスの地域

事業者名称	Lucky訪問看護ステーション
所在地	福岡市中央区唐人町3-8-16 パティオス唐人 103号室
介護保険指定番号	4061192243
法人種別	営利法人
代表者	石川 祐磨
電話番号	092-791-9013
サービスを提供する地域	福岡市

### (2) 職員体制と職務内容

職種	資格	常勤	非常勤	職務内容	計
管理	看護師	1名		従事者の管理及び業務の一元的な管理	1名
訪問看護	看護師	1名	1名	訪問看護サービスの提供	2名
訪問看護	准看護師	1名	名	訪問看護サービスの提供	1名
訪問看護(リハビリ)	作業療法士	名	1名	訪問看護サービスの提供	1名
訪問看護(リハビリ)	理学療法士	名	4名	訪問リハビリサービスの提供	4名
訪問看護(リハビリ)	言語聴覚療法士	名	名	訪問リハビリサービスの提供	名
事務		1名	名	事務所の必要な事務処理	1名

## 2 事業の目的と運営方針

- 事業の目的  
Lucky訪問看護ステーションは、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を確保することを目的とする。
- 運営方針  
当事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営む事が出来る様に配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

## 3 事業所窓口の営業日及び営業時間

### (1) 営業日・時間

営業日	午前9時から午後6時まで
休日	日曜日

### (2) サービス提供時間

サービス提供日	午前9時から午後6時まで
サービス提供時間	営業日・営業時間帯に関わらず、24 時間体制を取っておりますので、緊急時などは時間外でも訪問いたします。ただし、時間外の場合には利用料が異なります。(利用料金は別紙の料金表を参照して下さい。)

※時間帯については、下記を参照してください。

・早朝・・・午前6時～午前8時・夜間・・・午後18時～午後22時・深夜・・・午後22時～午前6時

## 4 サービス提供内容

### ①看護介護行為（利用者に対して）

・バイタルチェック（血圧・体温・脈拍・簡易酸素飽和度測定）・身体の保清（清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・足浴手浴など）・療養指導（生活上の注意事項・食事指導・排泄に関する対策や指導など）

### ②医療的処置行為

・創傷及び褥瘡処置・人工肛門・人工膀胱管理ケア・経鼻チューブ・胃瘻チューブ管理ケア・尿道留置カテーテル・自己導尿管理ケア・在宅酸素療法管理ケア  
・在宅人工呼吸器管理ケア・喀痰の吸引・管理・点滴・排泄管理ケア（浣腸・排便）

### ③リハビリ援助行為

・拘縮予防・認知予防指導（趣味の活用・遊ビリテーションなど）

### ④介護者 に対して

・介護の方法指導・介護福祉など社会資源の紹介・褥瘡予防・リハビリの方法・食事指導（介助の工夫・方法など）・室内環境整備の工夫・安全対策の工夫・感染症に対する対応方法など・介護者の健康相談・助言

## 5 利用料金

(1)利用料として、介護保険法第4 1条に規定する居宅介護サービス費の支給対象となる費用にかかる額の支払いを利用者から受けるものとします。

(2)利用者は訪問看護ステーションに規定料金表(別紙)に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、サービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払うものとします。

(3)キャンセル料については、規定料金表(別紙)に定めたとおりの費用を支払うものとします。(当日キャンセルの場合)

### 6 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合) その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月1 5日までに利用者宛にお届け（郵送）します。
② 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合) その他の費用の支払い方法等	ア 請求月の2 5日までにお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座への振り込み (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)

※利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から3 0日以上遅延した場合には、サービス提供の契約を見直し、未払い分をお支払いいただきます。

## 7 サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

医師、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等からサービス利用のご相談、ご依頼があった場合、サービス開始前に当事業所職員が、ご自宅へお伺いいたします。 契約締結後、医師の指示及び居宅サービス計画書に基づき訪問看護計画書を作成し、サービス提供を開始します。

### (2) サービスの終了

#### ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望される場合は、3ヶ月前までにお申し出ください。

#### ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヵ月前までに通知いたします。

#### ③ 自動終了（以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します）

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、[自立]と認定された場合
- ・利用者が亡くなられた場合

#### ④ その他

・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱した行為を行った場合、または当事業 所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。

・利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず1 4日以内に支払わない場合、または利用者やご家族の方などが、当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当事業所より文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

## 8 緊急事態の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

主治医	医療機関	
	主治医名	
	電話	
ご家族	氏名	
	電話番号	

## 9 事故発生時の対応方法について

- ・利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・訪問看護のサービス提供に伴い事業者は損害賠償補償制度に加入します。

## 10 サービスの内容に関する苦情または緊急連絡先

Lucky訪問看護ステーションの訪問看護に関するご相談・苦情を承ります。

【事業者の窓口】	所在地 福岡市中央区唐人町 3-8-16 103 電話番号 092-791-9013 FAX 番号 092-791-9014 受付時間 午前 9 時から午後 6 時まで 担当者 石川 祐磨
九州厚生局 指導監査課	所在地 福岡市博多区博多駅前 3-2-8 4F 電話番号 092-707-1128 FAX 番号 092-707-1127
福岡県国民健康保険団体連合会	所在地 福岡市博多区吉塚本町 13-47 電話番号 092-642-7859 FAX 番号 092-642-7856

## 11 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 石川 祐磨
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市区町村に通報します。

## 12 ハラスメント防止について

事業所は、利用者・家族・職員の人格と尊厳を尊重し、あらゆるハラスメントを予防します。

暴言、暴力、威嚇的言動、セクシュアルハラスメント、過度な要求等があった場合は記録にうえ対応します。

状況により 主治医や関係機関へ報告し、改善が見られない場合は、サービスの中止、または契約解除を行うことがあります。

職員が安心して業務を行える環境整え、相談体制を整備します。また職員研修を通じて再発防止に努めます。

### 1 1 【訪問看護自費サービスについて】

事業者で訪問看護サービス（医療保険または介護保険適用）を受けている方で、保険対象にならないサービスを求められている方とします。なお、従来保険対象のサービスを受けておられた方で、健康管理を必要とされる方も対象となります。

事業者が甲に提供するサービスは次の各号とします。

- |                     |                           |
|---------------------|---------------------------|
| (1) 療養環境の確認と助言      | (2) 健康状態の観察と療養生活の助言       |
| (3) 病気の治療のためのお世話    | (4) 療養生活のお世話              |
| (5) 精神・心理的な看護       | (6) 在宅でのリハビリテーション         |
| (7) 介護するご家族の相談や技術指導 | (8) 様々な介護サービスの使い方や連携方法の相談 |

例) 週 3 回までの指示で週 4 回訪問した場合は 4 回目以降は自費扱いになります。

(サービス料金)

利用者は、前掲のサービス内容の提供を受ける対価として、事業者に対して下記に記載したサービス料金を支払うものとします。

なお、夜間（18-22 時）および早朝（6-8 時）の時間帯は下記料金に +2100 円（税別）、

深夜（22-翌 6 時）の時間帯のサービスは下記料金に +4200 円（税別）となります。

・ 30 分 4500 円（税別）

・ 死後の処置料は、1 万 5000 円とする。

訪問看護の提供開始にあたり、利用者（但し利用者が判断能力に障害がみられる場合においては、家族・成年後見人との契約となる）に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

名称 Lucky訪問看護ステーション  
事業者 所在地 福岡市中央区唐人町3-8-16 103号

説明者 氏名 \_\_\_\_\_

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

代理人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印